

瀬戸市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第5号

瀬戸市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市職員の退職手当に関する条例(昭和38年瀬戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市長、副市長及び教育長の退職手当)	(市長、副市長及び教育長の退職手当)
第11条 市長、副市長及び教育長が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、第3条、第5条及び第8条の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に、市長、副市長又は教育長(以下「市長等」という。)として引き続いた在職期間の年数を乗じて得た額に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額とする。	第11条 市長、副市長及び教育長が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、第3条、第5条及び第8条の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に、市長、副市長又は教育長(以下「市長等」という。)として引き続いた在職期間の年数を乗じて得た額に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
(1) 市長 <u>100分の490</u>	(1) 市長 <u>100分の590</u>
(2) 副市長 <u>100分の320</u>	(2) 副市長 <u>100分の390</u>
(3) 教育長 <u>100分の240</u>	(3) 教育長 <u>100分の290</u>
2及び3 <省略>	2及び3 <省略>
附 則	附 則
1から4まで <省略>	1から4まで <省略>
5 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一	5 当分の間、 <u>20年以上</u> 35年以下の期間勤続して退職した者(瀬戸市職員の退職手当に関する

<p>部を改正する条例（昭和48年瀬戸市条例第29号。以下「条例第29号」という。）附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。<u>この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項」とする。</u></p>	<p>る条例の一部を改正する条例（昭和48年瀬戸市条例第29号。以下「条例第29号」という。）附則第3項の規定に該当する者<u>及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者</u>（第15条第1項各号に掲げる者を含む。<u>次項において同じ。</u>）を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の104</u>を乗じて得た額とする。</p>
<p>6 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第29号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で<u>第3条第1項</u>の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、<u>同項又は第5条の2の規定</u>により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>6 当分の間、36年の期間勤続して退職した者（条例第29号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で<u>第4条</u>の規定に該当する退職をしたもの（<u>傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。</u>）に対する退職手当の額は、<u>その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額</u>とする。</p>
<p>7及び8 <省略></p>	<p>7及び8 <省略></p>

（瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年瀬戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1及び2 <省略></p> <p>3 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗</p>	<p>附 則</p> <p>1及び2 <省略></p> <p>3 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条若しくは第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が<u>20年以上</u>35年以下である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条から第5</p>

	じて得た額とする。	<u>条の3までの規定にかかわらず</u> 、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の104</u> を乗じて得た額とする。
4	適用日在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、 <u>同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額</u> とする。	<u>新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分</u> の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、 <u>新条例第3条第1項及び第5条の2の規定にかかわらず</u> 、当分の間、 <u>その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額</u> とする。
5	適用日在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。	<u>新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、新条例第5条から第5条の3までの規定にかかわらず</u> 、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。
6	<省略>	6 <省略>

第3条 濑戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成

15年瀬戸市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1から11まで <省略></p> <p>1 2 当分の間、<u>42年</u>を超える期間継続して退職した者で瀬戸市職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する<u>退職をしたもの</u>に対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続</p>	<p>附 則</p> <p>1から11まで <省略></p> <p>1 2 当分の間、<u>44年</u>を超える期間継続して退職した者で瀬戸市職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する<u>退職をしたもの</u>に対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期</p>

期間を35年として同条例附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。	間を35年として同条例附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。
13 <省略>	13 <省略>

第4条 濑戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年瀬戸市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の瀬戸市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の瀬戸市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第5項から第7項まで、附則第7条の規定による改正前の瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年瀬戸市条例第29号。以下この条及び次条において「条例第29号」という。）附則第3項から第5項まで並びに附則第8条の規定による改正前の瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年瀬戸市条例第40号。以下この条及び次条において「条例第40号」という。）附則第12項の</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の瀬戸市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の瀬戸市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第5項から第7項まで、附則第7条の規定による改正前の瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年瀬戸市条例第29号。以下この条及び次条において「条例第29号」という。）附則第3項から第5項まで並びに附則第8条の規定による改正前の瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年瀬戸市条例第40号。以下この条及び次条において「条例第40号」という。）附則第12項の</p>

規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたもとのみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第5項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第7条から第7条の5まで及び附則第5項から第7項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第29号附則第3項から第5項まで並びに附則第8条の規定による改正後の条例第40号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 <省略>

規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第7条から第7条の5まで及び附則第5項から第7項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第29号附則第3項から第5項まで並びに附則第8条の規定による改正後の条例第40号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 <省略>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の瀬戸市職員の退職手当に関する条例（以下この項及び次項において「新退職手当条例」という。）第11条の規定の適用については、新退職手当条例第11条第1項第1号中「100分の490」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31

日までの間においては「100分の550」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の520」とし、同項第2号中「100分の320」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の360」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の340」とし、同項第3号中「100分の240」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の270」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の250」とする。

3 新退職手当条例附則第5項（新退職手当条例附則第7項及び第3条の規定による改正後の瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第12項においてその例による場合を含む。）及び第6項の規定の適用については、新退職手当条例附則第5項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

4 第2条の規定による改正後の瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第3項（同条例附則第5項においてその例による場合を含む。）及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

5 第4条の規定による改正後の瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中

「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。